

かみさとブランド認定要綱

令和 6 年 2 月 1 日

告 示 第 1 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、上里町（以下「町」という。）が誇る製品等をかみさとブランドとして認定し、その魅力を町内外に情報発信することにより、ブランドイメージの定着を図り、製品等の付加価値を高め、産業の振興及び地域活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）製品等 町内で生産され、製造され、又は加工された一次製品、工芸品、工業製品、又は加工品（原材料等に町内で生産されたものを含む場合に限る。）をいう。

（２）事業者 農業、商業、工業等を営む法人その他団体及び個人で町内に事業所を有するものをいう。

(認定基準)

第 3 条 かみさとブランドの認定基準は、町長が別に定める。

(認定対象)

第 4 条 かみさとブランドの認定の対象となるものは、申請しようとする日現在において、すでに市場に投入された製品等であるものとする。

(申請事業者)

第 5 条 かみさとブランド認定の申請を行うことができる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員による経営への関与がないこと。

（４）次条に規定する申請日以前に納期限のある町税を完納していること。

（５）次条の規定により申請しようとする製品等の生産、製造、販売等に関し、必要な許認可等取得していること。

（６）次条の規定により申請しようとする製品等の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権に損害を与えるものでないこと。

(申請方法)

第 6 条 かみさとブランド認定を受けようとする事業者は、かみさとブランド認定申請書（様式第 1 号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(認定の審査)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、かみさとブランド認定委員会設置要綱（令和 6 年上里町告示第 号）に規定する、かみさとブランド認定委員会（以下、「委員会」という。）

の審査に付するものとする。

2 委員会は、認定の可否についての結果を町長に報告するものとする。

(認定の決定)

第8条 町長は、前条第2項の規定による報告に基づき認定の可否を決定し、その旨をかみさとブランド認定（不認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第9条 前条の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにかみさとブランド認定事項変更等報告書（様式第3号）により町長に報告しなければならない。

（1）認定事業者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。

（2）認定事業者の住所又は主たる事業所の所在地を変更したとき。

（3）認定された製品等（以下「認定品」という。）の名称を変更したとき。

（4）認定品の規格、形状若しくは包装又は容器等に係るデザインを変更したとき。

(認定の有効期間)

第10条 かみさとブランド認定の有効期間は、認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(再認定申請)

第11条 前条の規定による認定有効期間満了後、引き続きかみさとブランドの認定を受けようとする認定事業者は、有効期間満了日の1月前までにかみさとブランド再認定申請書（様式第4号）により町長に申請しなければならない。

(再認定の決定)

第12条 町長は、前条の規定による再認定の申請を受けたときは、第3条に規定する認定基準を確認し、適当と認めたときは、再認定を決定するものとする。

2 第8条の規定は前項の規定による再認定の申請に準用する。この場合において、かみさとブランド認定委員会の審査については、省略することができる。

(認定の取下げ)

第13条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、かみさとブランド認定取下げ書（様式第5号。以下「取下げ書」という。）により速やかに町長に届け出なければならない。

（1）認定事業者の都合により認定品の認定を取り下げるとき。

（2）事業所が町外へ転出したとき。

（3）事業活動を中止し、又は廃止したとき。

（4）認定品の製造、生産若しくは加工を中止し、又は廃止したとき。

2 町長は、前項の取下げ書が提出された場合において、適当と認めるときは、その取下げを認める。

(認定の取消し)

第14条 町長は、認定事業所又は認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

（1）認定が虚偽の申請によるものであったとき。

（2）認定事業者が第9条の規定による報告を正当な理由なく行わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 認定品が第3条の基準に適合しなくなったとき。

(4) 製造、生産若しくは加工が中止された認定品の再開が見込まれず、又は認定品の生産、製造若しくは加工が廃止されたとき。

(5) その他かみさとブランドの名誉を著しく傷つける行為をしたとき。

2 町長は、前項に規定によりかみさとブランドの認定を取り消したときは、かみさとブランド認定取消通知書（様式第6号）により認定事業者に通知する。

（認定の表示）

第15条 認定事業者は、かみさとブランドロゴマークを表示することができる。

（実績報告）

第16条 町長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対して認定品に関する事業活動の実態、販売実績、経営状況等について報告を求めることができる。

（認定事業者の責務）

第17条 認定事業者は、第3条に規定する認定基準に適合するよう事業活動を行うものとする。

2 認定事業者は、認定品の生産、製造、加工、販売等を通じて、かみさとブランドの普及及び啓発に協力するよう努めなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。